

七、経過及交渉状況

職工側ハ即日本所区榊原町三ノ一五武井真次郎方ニ階ヲ修リ
受ク申張團本部ヲ設置マヘシ計出中ニシテ要求書ヲ提出後未
ク交渉ニ入リサルモノナリ
右及中(通)根拠也

八一九一六

6.9.1
1605

第 二 九 一 六 号
昭和五年八月二十九日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
社会局長 吉田 茂 殿
各 廳 府 縣 長 官 殿

康文社印刷所勞働争議ニ関スル件

(第一報 第三号)

營業不振ノ理由或チ職工六名ヲ解雇シテ三端ニ及ス
一 部 罷 業